

障 福 第 194 号

令和6年4月19日

各就労継続支援B型事業所長 殿

茨城県福祉部障害福祉課長

(公 印 省 略)

「事業所工賃向上計画」の作成・提出について

日頃より、本県の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記のことについて、別添厚生労働省通知「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」（令和6年3月29日付け障発0329第42号以下「国指針」）のとおり、就労継続支援B型事業所については、特別な事情がない限り「工賃向上計画」を作成することとされております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、別添資料を参照のうえ「事業所工賃向上計画」を作成し、令和6年5月31日（金）までに下記当課企画担当あてメール又はFAXで提出をお願い致します。

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表第14の1のイの就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）、ロの就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）及びハの就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）については、事業所工賃向上計画を令和6年4月に作成していない場合は算定できないのでご注意ください。

茨城県福祉部障害福祉課

企画担当 田崎

電話：029-301-3357 Fax：029-301-3370

Mail：shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp

【事業所における「工賃向上計画」作成に係る留意事項】

1 別添「事業所工賃向上計画」策定様式で計画を作成し提出してください。

なお、目標工賃は「月額」によることとします。

2 工賃向上計画の作成に当たっては、国指針の3（3）を参照のうえ、作成してください。

3 目標工賃は、令和5年度の工賃実績をもとに算定してください。

令和6年度から、前年度の平均工賃月額の算定方法が見直されましたので、ご注意ください。

【新しい算定方法（令和5年度実績の算定方法）】

① 令和5年度における工賃支払総額を算出

② 令和5年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出

令和5年度の延べ利用者数÷令和5年度の年間開所日数

③ 令和5年度における工賃支払総額(①)÷令和5年度における開所日1日当たりの平均利用者数(②)÷12月

4 事業所工賃向上計画の提出方法は、メール、FAXのいずれでも結構です。

5 国指針や「事業所工賃向上計画」の様式は下記ホームページに掲載しております。

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/kikaku/kouchin.html>

6 令和6～8年度「茨城県工賃向上計画」は現在作成中ですが、「事業所工賃向上計画」作成の際には、下記数値を参考としてください。

・令和4年度工賃実績（平均）・・・15,726円

・令和6年度県工賃目標・・・18,175円

・令和7年度県工賃目標・・・19,211円

※この目標は令和6～8年度「茨城県工賃向上計画」作成時に見直しとなる可能性がございます。